

島根原子力発電所1号機 運転上の制限の逸脱について

島根原子力発電所1号機（沸騰水型、定格電気出力46万キロワット）は、本日14時頃、試験用の戻り配管補修後^{※1}の最終確認を兼ねて通常運転中に実施する定期試験（1ヶ月に1回）を行っていたところ、高圧注水ポンプ^{※2}起動直後に、高圧注水系駆動用タービンが自動停止しました。

このため、原子炉施設保安規定で定める運転上の制限^{※3}を満足していない状態であると判断しました。

原因は調査中です。

なお、この事象による外部への放射能による影響はありません。

※1 試験用の戻り配管補修

平成20年7月22日（火）10時20分頃、復水貯蔵タンク横の地下配管ダクト内において、高圧注水ポンプの試験用の戻り配管からの水の滴下および床面の水溜り（約2.4リットル）を発見し、8月2日（土）までに当該配管の補修を行った。

※2 高圧注水ポンプ

非常用炉心冷却系の一つであり、冷却水喪失事故時に原子炉へ水を注入する設備。

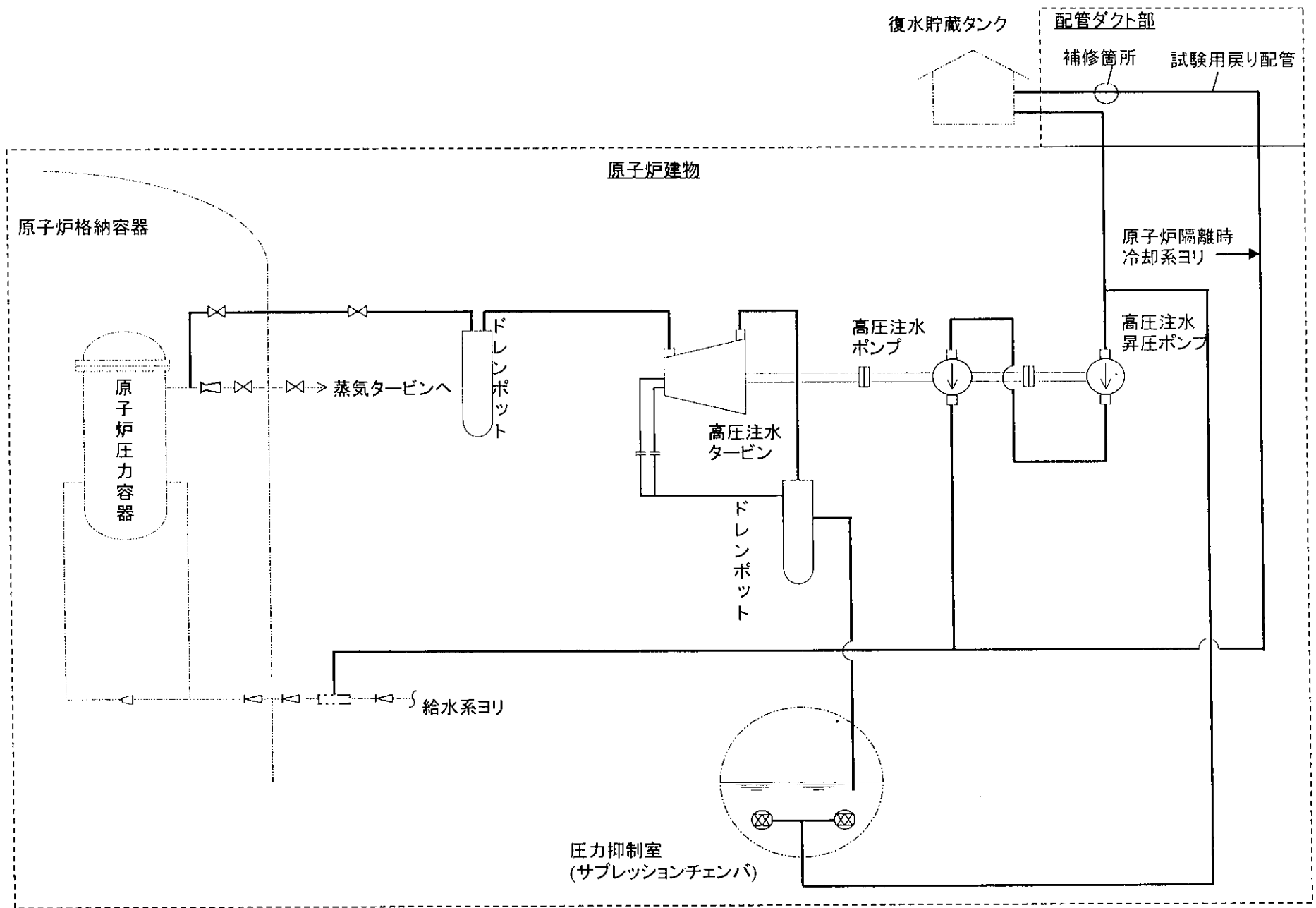
※3 原子炉施設保安規定で規定する運転上の制限

原子炉施設保安規定では、「運転上の制限」や「運転上の制限を満足していない状態の時の措置」等が定められている。

高圧注水系が運転上の制限を満足していない状態と判断した場合は、10日以内に正常に動作する状態に復旧しなければならない。

以上

添付 島根原子力発電所1号機 高圧注水系系統図



島根原子力発電所1号機 高圧注水系系統図

添付